

様式第3号（第12条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年度第3回吉川市情報公開・個人情報保護審査会
開 催 日 時	平成30年12月5日（水） 午後4時から 午後5時25分まで
開 催 場 所	吉川市役所305会議室
出席委員（者）氏名	小林弘和委員（会長）、杉村好美委員、横家豪委員
欠席委員（者）氏名	なし
担 当 課 職 氏 名	総務部庶務課長 互井満 総務部庶務課文書担当副主幹 松本英明 総務部庶務課文書担当主事 江原千晶 市民生活部危機管理課副主幹 監物利明 市民生活部危機管理課主任 青木崇
会議次第と会議の公開又は非公開の別	(1) 電子計算機結合の意見照会について（公開）
非 公 開 の 理 由	
傍 聴 者 の 数	なし
会 議 資 料 の 名 称	(1) 平成30年度第3回吉川市情報公開・個人情報保護審査会次第 (2) 電子計算機結合に関する意見照会書（緊急時情報伝達・収集システム） (3) 電子計算機結合に関してご審議いただいたご意見に対する市の考え方について
会議録の作成方法	■ 要点記録

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）

委員
事務局

(1) 電子計算機結合の意見照会について（緊急時情報伝達・収集システム）

事前に送付されている資料について、事務局から説明をしてほしい。

前回の審査会での議論を整理させていただきます。前回の危機管理課から諮問がされた内容については、相手方企業が提供するシステムの賃貸借をして、利用をするというものでした。その際にインターネットを通じて避難支援者などの電話番号の登録をするというものでしたので、電子計算機結合を行ってよいかという諮問でした。前回の審査会の議論のなかでは、民間企業に電話番号を提供するということは、条例上、外部提供に当たるのではないか、そうであれば本人同意が必要ではないか、という部分をご指摘としてあったわけです。一方で、2番目として、教育委員会の校務システムについても電子計算機結合の諮問をしました。こちらは、特に問題もなく、ご了承いただいたわけですが、スキームとしては、両社とも、外部のデータセンターに個人情報を保管してもらおうという部分では、違いがないわけです。そのような中で、一方がダメで、一方がご了承いただいたのは、契約形態に決定的な違いがあったと理解をしました。つまり、教育委員会の校務システムは、データ管理・保守業務を行っていただくという部分について業務委託で実施している一方、危機管理課の安心電話についてはシステムの利用契約で実施しているというものでした。個人情報保護条例の外部提供は、業務委託の場合は外部提供とみなさないと解釈されています。今回、その辺りを危機管理課のほうで整理をさせていただいたのが、先週末に送付いたしました資料となります。詳しくはこの後、危機管理課から説明をさせていただくのでよろしくをお願いします。

説明員

「電子計算機結合に関してご審議いただいたご意見に対する市の考え方について」（以下「資料」）に基づき説明

委員	同意がない方の名簿も民生委員などに出す場合に、個人情報保護条例第10条第1項第4号の外部提供の除外に該当するという出したいということか。
説明員	そうです。
委員	同意がない方の名簿はどのレベルでの災害で出すのか。
説明員	生命、財産に危害が及ぶような、またはおそれがあるような災害が発生した場合を想定しています。避難指示、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令のタイミングで提供したいと考えています。
委員	どのレベルで出すのか明示はできないか。
説明員	最初に発令するのが、避難準備・高齢者等避難開始であるので、そのタイミングで出したいと考えています。
委員	どのような方法で名簿を渡すのか。
説明員	関東・東北豪雨の際には、同意をしていない方だけではなく全員の名簿を渡すのに、電話連絡又は直接出向いて呼びかけをしたことがあります。
委員	例えば自治会長にはその自治会の範囲に住んでいる人の名簿を渡すことになると思うが、災害時にその振り分けをすることは可能なのか。
説明員	事前に準備してあるので災害の時に作業はしません。
委員	消防署や消防団、自治会など相手によって名簿の内容が違うことになるという理解でよいか。
説明員	そうです。
委員	例えば東京都では、区が固定資産税の課税をしていない。東京都がしているので、区には土地所有者の情報がない。災害の際にその情報が必要になった場合に備えて、タブレットに土地所有者などの情報を入れて、厳封してあらかじめ渡してある。災害があったときは、都から開封してよいという許可が下りる。これと同じように、同意していない方の名簿を厳封してあらかじめ渡しておくということも可能である。災害時には時間も限られるので検討していただきたい。
事務局	レベルであるが、避難指示とか避難勧告がどのような状況で出されるものなのか、イメージしにくいと思いますので、資料を準備して、後ほど改めて説明します。

委員	<p>それでは、自治会長に渡す名簿の同意書等の受領方法に関しては特に問題ないか。</p>
委員	<p>危機管理課だけでなく、福祉部門も同様なのか。</p>
事務局	<p>何らかの書類はもらっていると思います。</p>
委員	<p>特に問題ないようならこの方法で了承としたい。 (資料2(2)について各委員了承)</p>
説明員	<p>風水害 - 応急 - 40の洪水予報の種類にあるように、レベルに応じて避難指示等を発令することになっています。市としては、レベル3氾濫警戒情報に記載がある「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の段階で、同意がない方の情報を自治会長等に提供したいと考えています。</p>
委員	<p>ご意見はあるか。なければ、考え方の資料2(1)にある部分は、レベル3の氾濫警戒情報の時点で提供するという事によろしいか。 (資料2(1)について各委員了承)</p>
委員	<p>業務委託の契約書に盛り込む個人情報の特記事項についてはどうか。レベルからすると高いものだと思うが。特に問題ないようなら、外部提供については業務委託であるので、同意は必要ないものとし、電子計算機結合も了承としたいと思うが。</p>
委員	<p>実際に不同意の方はいるのか。</p>
説明員	<p>手元に資料がないが、いなかったと思います。</p>
委員	<p>3000人のうち1300人程度の返送だということは、自治会長に名簿を提供するという意味の申請であるから返送してこないのではないか。3000人の対象者は行政が把握している要配慮者であると思うが、そもそも行政側で対象者がわかるのであれば、申請させる必要はないのではないか。</p>
説明員	<p>必要な方は、これからアナウンスをしながら、申請をしていただくことになるが、現在は例えば要介護認定を受けている方でもご家族がいて対応できる場合は、名簿に登録しない取扱いとなっています。そのため申請をした方のみ名簿に登録させています。</p>

委員

他に意見はないか。一点付け加えるなら、申請書がわかりにくいということである。やはり、名簿に登録するという申請があり、その後に別枠で名簿の提供に関する同意、さらに安心電話についても記載するという形がよい。その点を加えたうえで、安心電話の電子計算機結合を了承してよいか。
(資料1について条件を付し各委員了承)